

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた廃棄物発電設備における バイオマス比率の算定・記録に関する運用について（お知らせ）

FIT 認定を受けたバイオマス発電設備においては、毎月1回以上のバイオマス比率の算定・記録が認定基準として求められています。このうち廃棄物発電設備（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設のうち焼却施設におけるバイオマス発電設備をいう。以下同じ。）については、受け入れた廃棄物に占めるバイオマスの比率が常に変動することから、毎月ごみ組成分析を実施することが適正なバイオマス比率算定のために求められているところです。

しかし、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下において、軽症者の自宅療養や宿泊施設療養等により、一般家庭等から排出される廃棄物に新型コロナウイルス感染者やその疑いのある者が使用したティッシュやマスク等が含まれる可能性があり、ごみ組成分析を実施した場合、作業従事者の健康状態が懸念されるとの相談が関係機関に寄せられています。

また、環境省が公表している「[廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A](#)」においても、上記のような懸念がある場合、ごみ組成分析の実施を延期しても差し支えない旨、記載されております。

これらを踏まえ、廃棄物発電設備におけるバイオマス比率の算定・記録について、以下のとおり取り扱うこととしますので、お知らせいたします。

（1）廃棄物発電設備におけるバイオマス比率の算定・記録について

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束するまでの当分の間、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されることを理由として、発電事業者の判断によってごみ組成分析を実施しない場合には、当該組成分析を実施しなかった月のバイオマス比率に、算定実績のある直近12か月（運転開始から12か月経過していない設備は、運転開始からの全期間）のバイオマス比率の平均値を用いることを認めることとします。

ただし、本対応を実施する場合、バイオマス比率の算定根拠として、算定に用いた過去のバイオマス比率及びごみ組成分析を実施しなかった理由を具体的に記録してください。

（2）留意事項

- ①本対応は、発電事業者の判断において、ごみ組成分析の実施及びそれに基づくバイオマス比率の算定を行うことを妨げるものではありません。
ごみ組成分析を実施する場合は、環境省が公表している「[廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A（令和2年4月23日）](#)」を踏まえて十分な感染防止策をとっていただくようお願いいたします。
- ②本対応により算定したバイオマス比率については確定値として、事業者の売電収入の根拠となる交付金算定等を実施することとし、何らかの事情により事後的に当該月のごみ組成分析の実値が明らかとなった場合でも、当該月のバイオマス比率の修正や売電収入の精算は行わないこととします。

③本対応に係る具体的な手続については、以下の表を御参照の上、発電設備の所在地を管轄する各地方経済産業局の認定担当部署にお問合せください。

担当課室	E-mail
北海道経済産業局資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	sinnene.fit@meti.go.jp
東北経済産業局資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	fit-tohoku@meti.go.jp
関東経済産業局資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課	fit-kanto-otoiawase@meti.go.jp
中部経済産業局資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	chb-fit@meti.go.jp
近畿経済産業局資源エネルギー環境部 新エネルギー推進室	fit-kinki-nintei@meti.go.jp
中国経済産業局資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	cgk-newene@meti.go.jp
四国経済産業局資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	shikoku-meti-fit- inquiry@meti.go.jp
九州経済産業局資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	qmeti-fit-otoiawase@meti.go.jp
内閣府沖縄総合事務局経済産業部 エネルギー対策課	oki-fit-otoiawase@meti.go.jp

◆ 本件に関するお問合せ窓口

<固定価格買取制度お問い合わせ窓口>

0570-057-333（受付時間：平日9:00から17:00）[PHS/IP 電話からは、042-524-4261]